

災害時における相互応援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

2 構成市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

3 構成市町村は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者救護に係る職員の派遣
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供
- (4) 被災者のための施設の提供及びあつせん
- (5) その他応急対策活動に必要な措置

2 事務局は、必要に応じ応急対策幹事と協議の上、構成市町村に応援を要請する。

(応援の実施)

第4条 構成市町村は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

(自主応援)

第5条 構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は応援する構成市町村が負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(事務局の代行)

第8条 事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

事務局	群馬県	高崎市
災害応急対策担当幹事	新潟県	新潟市
	栃木県	佐野市
	茨城県	水戸市